

納税通知書送付します

国民健康保険（国保）税は、突然のケガや病気に備え、加入者の皆さんが心分の負担をして、加入者の医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

国保税の内訳

国保税の内訳は、医療給付費分と介護納付金分です。

医療給付費分は、加入者の医療費などを賄うために納めるもので、加入者全員に課税されます。介護納付金分は、国保加入者のうち四十歳以上六十五歳未満の人（介護保険第二号被保険者）に課税されるもので、介護保険の保険料です。

国保税の税率

下表のとおりです。なお、本年度は税率改正はありません。

納税義務者

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保に加入し



国保税の相談窓口

ていなくても、家族のだけれが加入している場合は、世帯主あてに納税通知書を送ります。

擬制世帯における世帯主変更

国保加入者でない人が世帯主になっていて（擬制世帯）、世帯主の変更を希望する場合は、一定の要件を満たせば、同じ世帯に属する国保加入者を国保における世帯主に変更できるようにしました。

納税通知書の発送

本年度の納税通知書は、七月十一日に発送する予定です。

国保税の軽減制度

前年中の所得が一定額以下の世帯には、国保税の軽減制度があります。確定申告や住民税の申告をした人で、この軽減制度に該当する世帯は軽減後の額で計算されます。申告をしていない場合は、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減制度の適用を受けることができません。忘れている人は申告してください。

軽減の内容は、前年中の所得が三十三万円を超えない世帯は、国保税のうち均等割額および平等割額を六割軽減。前年中の所得が、三十三万円に被保険者一人当たり（世帯主を除く）二十四万五千円を加算した額を超え

国保税の税率および税額

区分	医療給付分	介護納付金
所得割額税率	7.9%	1.0%
資産割額税率	10.0%	
被保険者均等割額 (1人あたり)	2万2,680円	5,160円
世帯別平等割額 (1世帯あたり)	1万5,000円	2,400円
課税限度額	53万円	7万円

ない世帯は、均等割額および平等割額を四割軽減

支払いが困難な場合

災害などの特別な事情で国保税の納付が困難なときは、申請で減免を受けられる場合があります。

滞納が続くと

特別の事情もなく滞納が続くと、保険証を返還していただき代わりに資格証明書が交付されます。医療機関の窓口で医療費などを全額支払わなくてはなりません。

…問い合わせは国保年金課 890 6250へ。

7月の納税

固定資産税・都市計画税
第二期、国民健康保険税第一期
7月31日 まで

受診のとき窓口へ提示

母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」の有効期限は六月までです。七月一日からは、六月下旬に郵送された新しい受給者証を使用してください。有効期間は一年間です。

なお、今回は乳幼児・重度心身障害者・高齢重度障害者などの医療費受給者証の更新はありません。受給者証に記載されている有効期限まで使用できます。また、受給者証の取り扱いには、次の四点に注意しましょう。

古い受給者証は各世帯で処分する。医療機関で受診するときは、医療保険証とともに受給者証も必ず窓口へ提示する。提示しないときは自己負担分を支払わなくてはなりません。住所氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、十四日以内に届け出る。他の市町村へ転出するときは、国保年金課または城南支所へ受給者証を返却する。

福祉医療費受給者証の手続きを

次のいずれかに該当する人は、福祉医療が適用されます。国保年金課または城南支所で手続きをしてください。

重度心身障害者：国民年金法施行令別表一級の障害者、身体障害者手帳一級・二級の障害者



者など 母子・父子家庭など… 母子または父子家庭の母または父と十八歳未満の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）、両親のいない十八歳未満の子、ただし所得税非課税者に限る。高齢重度障害者… 老人保健法第二十五条第一項に規定の医療を受ける人で、国民年金法施行令別表一級の障害者、身体障害者手帳一級・二級の障害者など

入院中の市民税非課税福祉医療受給者

福祉医療受給者で、市民税非課税世帯の人が入院したときは、食事療養費の標準負担額減額認定申請をしてください。減額認定証はそれぞれが加入している各保険者（国民健康保険、社会保険など）が発行。手続きについては、各保険者へ問い合わせてください。有効期限が切れたときは、更新の手続きが必要です。

…問い合わせは国保年金課 890 6253へ。